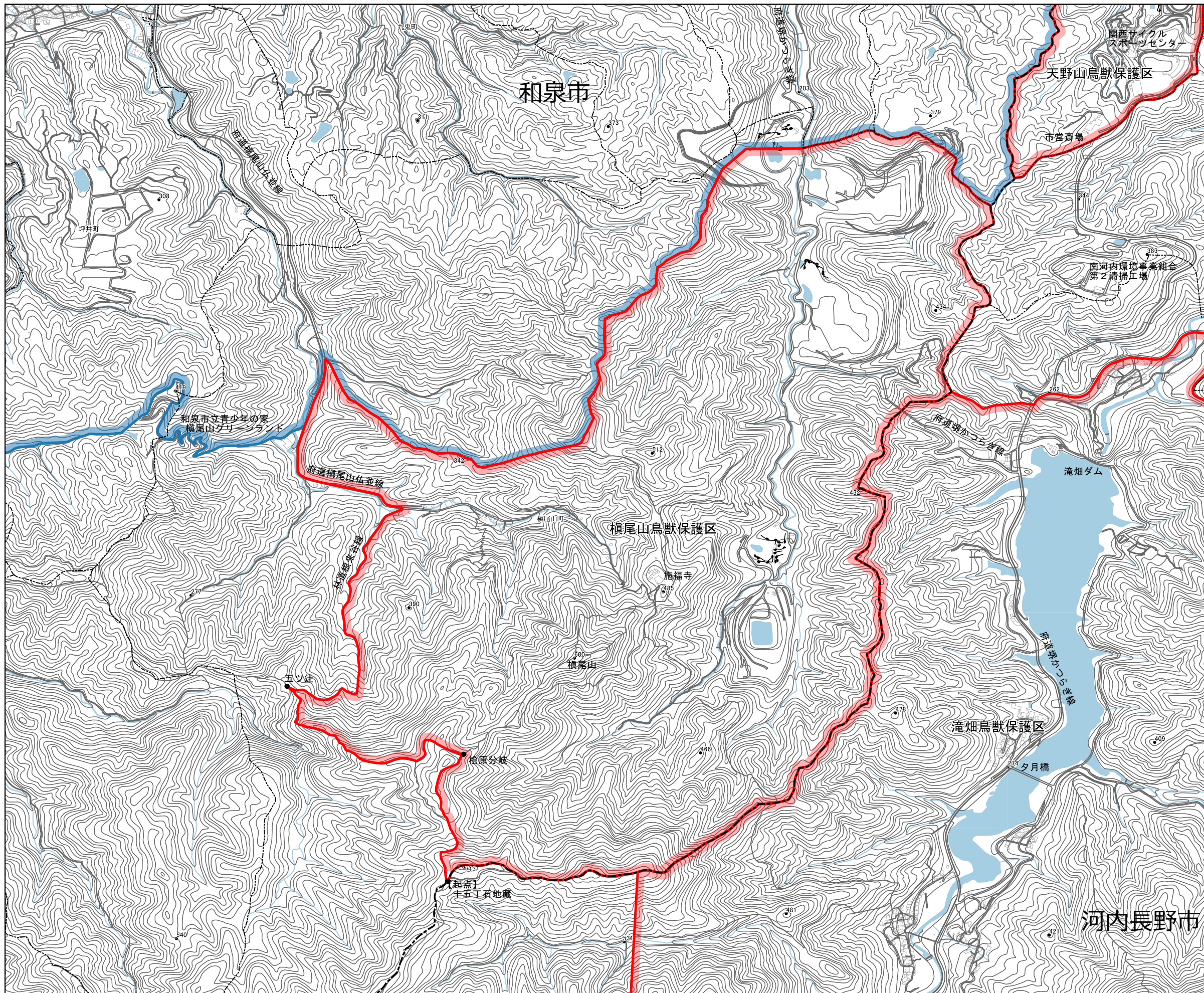


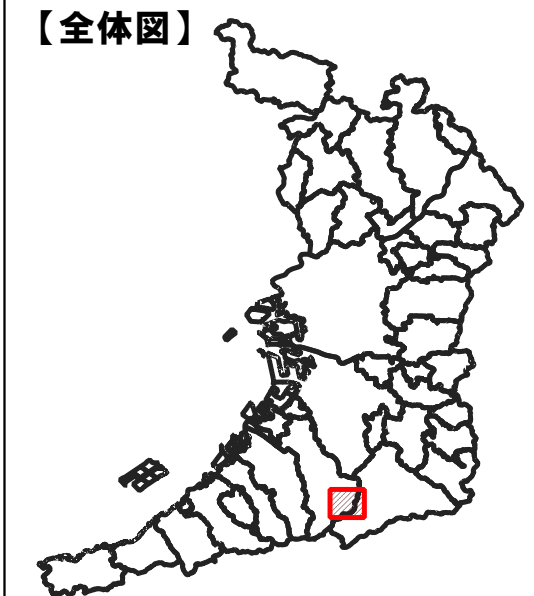
06 榎尾山鳥獣保護区

1:10,000

0 250 500 m



【全体図】



【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】

和泉市と河内長野市との境界線のうち十五丁石地蔵を起点とし、桧原分岐から五ツ辻に至り、根来谷林道を北進、府道榎尾山仏並線の接点に至り、同点から府道を約850メートル北西進、これより峰つたいに約1,000メートル東へ進み、さらに峰つたいに約1,250メートル北へ進んだ点から直線で東へ約260メートル進み、府道滝畑境界線に至る。これより尾根を上り峰つたいに和泉市と河内長野市との境界線に至り、同境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。